

第 2 1 期 第 7 回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年3月9日（木）午後2時15分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	木 村 建
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	五十嵐 健 志
	〃	田 村 早 苗
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤一郎
	〃 総 括 主 幹	清 藤 真 樹
	三八地方水産事務所 所 長	石 戸 義 人
	西北地方水産事務所 総 括 主 幹	藤 川 義 一
	下北地方水産事務所 主幹専門員	大 川 光 則
	産業技術センター 内水面研究所 所 長	吉 田 達

4 議事の結果

議案第1号：青森県内水面漁場計画について

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第3号：第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について

原案どおり決定し、公示することになった。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、ただ今から、第21期第7回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第7回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明があったとおり、議題として議案3件に報告事項1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思っておりますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、木村委員と永澤委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号「青森県内水面漁場計画について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、先ほど開かれました協議会において、諮問どおりで差し支えない旨、委員会に諮ることで決定されたところですが、このように答申してよろしい

か御審議いただきたいと思います。

なお、答申に当たって、若干の字句修正がある場合、事務局一任ということでお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

濱田会長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい、三橋副参事。

水産振興課 三橋副参事

議案第1号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

ありませんか、委員の皆さん。よろしいですか。

他に質問、御意見はありませんか、もう1回聞きますけど、ないですね。

それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしということで、それでは、議案第1号「青森県内水面漁場計画について」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号資料1を御覧ください。

県農林水産部長から会長あての依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について（依頼）

持続的養殖生産確保法の「特定疾病」に定められているコイヘルペスウイルス（KHV）病が、本県でも確認され、平成16年以降、毎年度、貴委員会に「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示」を発動して頂き、KHV病の発生・被害拡大防止に努めてきたところです。

引き続きKHV病のまん延防止を図るため、令和5年度も別紙内容による委員会指示の発動をお願いいたします。

以上となりますが、2ページ目は依頼の内容となります。

この内容は、これまでと同様であり、指示の期間のみ、年次を1年繰り延べたものとなっております。

次に資料2を御覧ください。

これは、委員会指示案です。

前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項及び171条第4項の規定により、水産動植物の保護を図るため、県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和5年3月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

指示の内容は、依頼のあった内容と同じとなっております。

県報に公示する際、若干の字句修正があった場合、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

濱田会長

清藤総括主幹さん、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

補足説明させていただきます。

KHV病については、本県でも過去に岩木川と馬淵川において陽性が確認されていることから、平成16年度以降、毎年、貴委員会にコイの持ち出し禁止及び放流制限等に関する委員会指示の発動をしていただき、KHV病の発生被害拡大防止に努めてきたところです。

依頼する指示の内容は、別紙のとおり、コイの持ち出し禁止、放流の制限、遺棄の禁止となります。

水域指定については、青森県知事が別途定めることとしておりますが、こちらも今年と同様に岩木川と馬淵川と予定しております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

コイヘルペスは、もう何十回もやっているから、皆、頭痛く思っているんだよな。他に御質問、御意見ありませんね。

それでは、他に御質問、御意見もないようですから、議案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、議案第2号「コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示について」は、原案どおりと決定し、委員会指示を発動することいたします。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局に一任とします。

次に議案第3号「第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料1を御覧ください。

令和5年度の増殖計画量の基準を示達する公示案となります。

前段のみ読み上げます。

青森県内水面漁場管理委員会公示第4号

第五種共同漁業権に係る令和5年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和5年3月〇日

青森県内水面漁場管理委員会 会長 濱田正隆

以下の内容につきましては、先ほど、御審議いただいた事項を踏まえたものとなっております。

資料2につきましても、先ほどの協議いただいたものとなっておりますが、免許番号ごとの令和4年の増殖の実施量及び令和5年度の増殖計画量をまとめたものとなっております。

説明は省略させていただきます。

公示にあたって若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

濱田会長

県から何か補足等があればお願いします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

濱田会長

はい、清藤さん。

水産振興課 清藤総括主幹

この件に関して、県から補足説明はございません。
御審議ほど、よろしく申し上げます。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

ありません、というお言葉をいただきました。
御質問、御意見はありませんね。
それでは、他に御質問、御意見もないようですから、原案どおり示達することにしたと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、議案第3号「第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準について」は、議案どおり決定し、示達することにいたします。
なお、公示にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。
次に報告事項に入ります。
報告事項「資源管理の状況等の報告について」、県から報告をお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい、三橋副参事さん。

水産振興課 三橋副参事

それでは、報告事項について説明します。
皆様、御存知のとおり、漁業法の改正により、漁業権を有する者が漁業権の内容と

なる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を報告しなければならないこととなっております。

令和2年に施行されておりますので、今回、2回目の報告ということになっております。

今回は、令和3年の状況について、各漁業権者に報告を求めて、報告された事項について取りまとめ、同じ漁業法90条第2項の規定に基づき、貴委員会に報告するというものでございます。

A3の細かい資料が付いているんですが、各漁業権、漁業ごとに、主にどのような採捕が行われたのかということに主眼をおいて報告を受けております。

今回は、既に解散している漁協、それから、もう活動が殆どない漁協を除き、報告が全てあがってきておるところでございます。

また、法改正が先になっていまして、今回、2年、こういう形で報告を受けていたんですが、今後、新しい免許に切り替わった際には、この報告に基づき、漁業権が正しく使われているか確認した上で必要に応じて県が指導していくということになっております。

中身の数字の方は御説明を省略させていただきます。

県からの報告は以上でございます。

濱田会長

ありがとうございます。

他に御質問等ありませんか。

委員

(「ありません」の声あり。)

濱田会長

ありませんか。

他に御質問がないようですので、それでは議事を全て終了し、以上これを持ちまして、第21期第7回青森県内水面漁場管理委員会を閉会します。

終了 午後3時